

3 甲又は乙は、それぞれ甲の研修指導者又は乙の研修生が、技術研修の結果、独自に発明を行い、当該発明に係る特許出願するときは、事前に乙又は甲の同意を得るものとする。

(損害賠償)

第4条 乙の研修生が技術研修の実施にあたり、故意又は重大な過失によって甲又は第三者に損害を与えたときは、甲は乙に対して被った損害の賠償を求めることができるものとする。

(協議)

第5条 この契約で定めるもの及び高度ナノテク人材育成事業実施要領で定めるもののほか、必要な事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

甲 富山市新総曲輪1番7号
富山県知事 石井隆一

乙 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇株式会社
代表取締役社長 〇 〇 〇 〇

別表第1 研修生

氏名・生年月日	住 所	所属・職名

別表第2 研修料総括表

区分	項 目	金 額	備 考
研修料	研修料の内訳 需用費 役務費		
	合 計		
	(負担内訳) 富山県 〇〇〇〇株式会社		